

平成15年5月9日
長崎県公安委員会規則第9号
最終改正 平成17年11月18日

警備業法第51条の規定に基づく公安委員会指定医の指定に関する規則
(指定医の指定)

第1条 警備業法(昭和47年法律第117号)第51条の規定に基づき診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定に基づき精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(指定医の公示)

第2条 公安委員会は、前条の医師を指定したときは、公示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年長崎県公安委員会規則第15号)

この規則は、平成17年11月21日から施行する。